

ロシア連邦

大統領令

国際企業としての地位を認められた事業体の法的地位の特異事項について

いくつかの外国国家による、外国法人のロシア領内への本拠地変更(redomiciliation)を妨害することを含む、ロシア連邦、ロシア法人およびロシア市民の所有権の不法な剥奪および（または）制限を目的とする、非友好的で国際法に反する行動に鑑み、2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」第4条の2にしたがい、以下を決定する：

1. 附属書の一覧に記載されている、国際企業としての地位を有する、その地位を外国法人が本拠地変更手続きにより属人法を変更することによって得た事業体に対しては、これら外国企業が、適時そのために必要な行動を実行（決定を下した）にもかかわらず、根拠なくまたは自らには左右できない理由により、そうした抹消を拒否されたことに鑑み、2018年8月3日付連邦法第290-FZ「国際企業および国際ファンドについて」に定められている、そうした企業をそれらが依拠していた属人法が適用されている国家または地域における外国企業登録原簿から抹消するという要求が遵守されたものとみなす。

2. 本令第1項にいう、国際企業としての地位を認められた事業体一覧の改正は、ロシア連邦政府の提議にもとづき、ロシア連邦大統領がこれを行う。

3. 本令はそれが署名された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年1月3日

第1号

2024年1月3日付
ロシア連邦大統領令
第1号
附属書

本拠地変更手続きによる属人法の変更に伴い国際企業としての地位を得た外国企業の、
2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」に定められている、
そうした企業の属人法が適用される国家または地域における外国法人登記簿からの抹消についての要求が
遵守されたとみなされる、国際企業としての地位を有する事業体の

一覧

1. 国際企業 株式会社「バンドル・ホールディングス・リミテッド」（沿海地方）。
2. 国際企業 有限責任会社「アドラベッラ」（カリーニングラード州）。
3. 国際企業 有限責任会社「フロドヴィグ・エンタープライゼス」（カリーニングラード州）。